

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和 4 年度第 3 回 ※通算第 8 回)

令和 4 年 11 月 21 日 (月)
書面開催

[議題]

- ・ 運用開始に向けた課題等について

[資料一覧]

- 資料 1 第 7 回検討会への意見・回答 (事務局)
資料 2 運用開始に向けた準備状況について (事務局)
資料 3 運用開始に向けた課題等について (事務局)
資料 4 今後のスケジュール (想定) (事務局)

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回）※通算第7回）への意見・回答

資料1

| 番号 | 区分 | 資料 | 頁 | 意見 | 回答 |
|-----------------|------|-----|-----|--|---|
| MPN推進協議会・運営機関関係 | | | | | |
| 1 | 金融機関 | 資料1 | 項番4 | 口座振替データ伝送サービス用情報」をALL半角スペース以外の条件下に変更するためには、「口座振替データ伝送サービス用情報」をALL半角スペース以外の条件下に変更します。 | 【MPN運営機構】 承知しました。 今後、口座振替データ伝送サービスを開始することになった場合には、 その直前ではなく、余裕を持って通知いたします（1年以上前を目 途）。 |
| 2 | 金融機関 | 資料1 | 項番8 | 「eLマーク」について | 【地方税共同機構】 eLマークは共通納税に対応した納付書を納税者が識別できるような標準として作成し、納付書への記載を原則必須として地方団体に提示しますが、納付書への印刷は各地方団体において対応するため、原則外となる具体的な事例を当機構では把握していません。 なお、地方団体において印刷機器等の諸事情からeLマーク印字を断念するような場合には、QRコードの印字があつてもeLマークは付いていな い納付書が例外的に存在し得ます。 |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回）※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分 | 資料 | 頁 | 意見 | 回答 |
|------------------------------|------|-----|---------------|---|---|
| 証券の取扱いについて | | | | | |
| 3 | 金融機関 | 資料1 | 項目番号 11 | 日本銀行が歳入代理店に示す歳入代理店手続に以下の規定があります。 1. (2) イ. (口) a. (c) 「(ただし、小切手の合計金額が300万円未満の場合に限り、歳入金等と地方税とを同時に受入れることができます。この場合は、歳入金等の領収金額を超えても問題ない。)」 これは、歳入金と地方税が1枚の証券で同時に納付されることを想定した記載です。 弊行の場合、お客さまの利便性を考え、QR収納から従来の収納代理契約に基づく取扱に変更しようとしても、収納代理契約がなく取扱をお断りせざるを得ないケースが出てくると考えます。 再度のお願いになりますが、現在可能な取扱いが、制度開始後、利用できなくなることについて、日本銀行への情報提供、納税者への周知をお願いします。 | 【事務局】 日本銀行へ前回及び今回の意見・回答を情報提供します。 個別の事情については、個別に関係機関や利用者への情報提供等をご検討願います。 |
| 地方税統一QRコードのテストケースについて | | | | | |
| 4 | 地方団体 | 資料1 | 項目番号 16、18 | 金融機関窓口およびスマホ決済アプリの一気通貫テストは予定しておらず、地方税共同機構が提供する試験データによるテストを実施することで対応するとの回答ですが、提供予定の試験データについて、可能な限り早期にご提示いただき、地方団体側が想定するテストケースなどを反映できるよう調整いただくようお願いします。 現在、次期OSSに係る総合運動試験を控えていますが、事前に地方団体側から要望したテストケースがまったく考慮されず、用意されたテストデータは1ケースのみで期待するテストを実施できない状態です。 地方税統一QRコードは全国一斉に導入され、全国民が利用し影響も大きいため、地方団体側が想定するテストケースについて考慮いただき、適切な試験が実施できるようご配慮いただくようお願いします。 | 【地方税共同機構】 試験データに個々の地方団体が想定するテストケースを反映することは予定していませんが、金融機関窓口及びスマホ決済アプリでの納付について十分な試験を行えるように複数のシナリオを想定したテストデータを提供する予定です。また、個々の地方団体においてテストデータを編集して追加的なシナリオでのテストを実施いただけるよう、各データ項目にどのような値がセットされるかなどの情報も含めて提供する予定です。 |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回）※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分 | 資料 | 頁 | 意見 | 回答 |
|------------|------|-----|---|---|---|
| その他 | | | | | |
| 5 | 金融機関 | その他 | — | ①eLTAXのシステム移行時に万が一トラブルが発生し4/3のサービス開始が困難となつた場合、②本番運用開始以降にトラブルが発生した場合のコンチプランをご教示いただきたい。 いずれも金融機関の事務・システム運用に影響を及ぼすものであり、個別行としてのコンチプランを検討するうえでも必要な要素となるため、早期に情報開示いただきたい趣旨で確認させていただきたいたい。 | <p>【地方税共同機構】 金融機関窓口の納付はMPNの一括伝送方式により対応することから、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の定めるコンティンジエンシープランに基づき対処します。</p> <p>なお、同プランにおいては、収納機関（共通納税の場合は地方税共同機構）責任領域での障害の場合、金融機関は対応不要とされています。そのため、金融機関窓口納付においては、eLTAX（その先の地方団体基幹システムを含む。）障害等があつた場合でも、通常通り窓口受付やデータ伝送等をしていただきることが可能であり、特別な対応を求めるとは想定していません。</p> |
| 6 | 金融機関 | その他 | — | 今後、QR対応可能な金融機関（「一括伝送方式」追加・変更募集への承諾を行った金融機関）が明らかとなるが、これの公表・周知方法はどうな状況となるか。 また、一般利用者向けの地方団体等からの制度周知の全体像や、納付書への記載において、利用可能金融機関はどのようになかたちで案内される想定か等、周知・広報の検討状況についてご教示いただきたい。 | <p>【事務局】 地方税統一QRコードに対応可能な金融機関については、eLTAXのホームページに掲載予定です。</p> <p>周知・広報については、以下の対応を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税共同機構が、広報資料（利用者向けのリーフレットや広報用画等）を作成 ・地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納稅者・利用者等に対し周知・広報 ・総務省からも、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を依頼 <p>【地方税共同機構】 QR対応可能な金融機関は、eLTAXのホームページ中「共通納税対応金融機関」ページ（https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuuunouzei/kinyukikan/）を通じて周知する予定であり、当該ページ中の利用チャネルに「窓口（QR）」の表示を追加する予定です。</p> |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回）※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分 | 資料 | 頁 意見 | 回答 |
|----|------|------|---------|--|
| 7 | 金融機関 | その他の | － | <p><活用検討会第6回資料1「第5回への意見・回答」頂番4 再掲></p> <p>○収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるとされている。</p> <p>統一QRコードの読み取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これから金融機関は事務センターで初めて読取エラーに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みの領収書に印紙を貼付できず、印紙の貼付漏れ（脱税）となる。印紙税納付に不備があれば、当該分の追加納付のみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとって相当な影響が発生する。</p> <p>このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同行の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。</p> <p>【事務局】 ご意見を踏まえ国税庁に文書回答制度による確認を行い、その回答が、以下の国税庁ホームページに掲載されています。</p> <p>令和4年11月10日回答 <「地方税統一QRコード付納付書」の領収証書に関する印紙税の取扱い> https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shozei/221110/index.htm</p> |
| 8 | 金融機関 | その他の | － | <p>9月30日にMPN接続試験についてLTAおよびMPNのホームページに公表されているが、このうちLTAから送付されている「令和5年4月開始向け一括伝送方式によるMPN接続試験の募集」について確認したい。金融機関が作成する意見データについて、補足事項が別紙にまとめられているが、このうち「案件特定キー」について、その先頭番号を金融機関コード（半角数字4桁）とすることが規定されている。実際の納付書では、案件特定キーは各地方団体が当該地方団体内でユニークになるよう考慮したうえで自由に採番するものと理解しており、より本番に近いかたちでテストを行う上では不要な制約とも思える。当方としても、バリエーションをもつて試験を行いたいと思っているところ、この制約は必要不可欠なものなのか。また、不可欠ということであれば、その理由について確認したい。</p> <p>【地方税共同機構】 金融機関において案件特定キーを自由に採番してテストデータを作成できるようにしていますが、複数の金融機関間で案件特定キーが重複しないようにするために先頭4桁を金融機関コードにすることとしたしました。 本条件でのテストデータの作成をお願いします。</p> |

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第2回）※通算第7回）への意見・回答

| 番号 | 区分 | 資料 | 頁 | 意見 | 回答 |
|----|------|-----------|---|--|---|
| 9 | 金融機関 | その他の — | — | 支払い期限経過後の納付書の取扱い方法に関して、納税者に周知いただける認識だが、その後の検討状況はいかがか。 | <p>【事務局】</p> <p>「支払期限」の経過が確認された場合には、従前どおり、納税者から地方団体に対して連絡のうえ、地方団体において税事務所での納付案内や納付書の再発行など、対応が必要なものと考えられます。また、「支払期限」経過後であっても、地方税統一QRコードに格納された「支払期限」経過後の納付書が持ち込まれた場合は、金融機関窓口であれば本税の納付自体は可能です。</p> |
| 10 | 金融機関 | その他の — | — | QRあり納付書が納税者に送達された後、延滞等で納付する金額が変更となつた場合においても、券面の金額訂正を指示することがないよう、自治体に周知をお願いしたい。金額訂正されたQRあり納付書が持ち込まれた場合、券面情報とQR格納情報に乖離が生じ、事務手続が極めて煩雑になると考える。 | <p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコード付き納付書は、税額等が予め確定されたものの納付に活用するものなので、納税者において券面の金額訂正が行われることは想定しておりません。</p> |
| 11 | 金融機関 | その他の — | — | 10月21日に地方税共同機構により金融機関に開示されたQRコードの定義書に関する、税目・料金番号の300番台を「固有番号」として一部自治体が活用するとの記載がある。自治体ごとに300番台の定義が異なると、金融機関が店頭やATM等で読み取ったQR内の情報を表示する場合、顧客に対して表示すべき情報が一意に特定できず、券面情報とのズレが生じ、結果として店頭等で混亂を來す虞があると懸念している。300番台利用に至った経緯は分からぬが、利用される一部自治体においては、このような制約がある点を考慮したうえで利用是非を検討いただきたい。 | <p>【地方税共同機構】</p> <p>MPN運営機構の定める仕様書においても税目料金番号の300番台以降は地方団体が任意に使用できる領域とされており、現在300番台を利用して地方団体からの利用要望を踏まえ、300番台を固有番号として定義しました。なお、300番台を利用する地方団体は、東京都と宮城県となる予定です。</p> |
| 12 | 金融機関 | その他の — | — | 地方税統一QRコードを印字した納付書の読み取りテストに関しては、原則指定金融機関にて行うこととされていますが、これは23年4月以降も同様ということでしょうか？地方税統一QRコード対応の税目を追加する場合など来年度以降もQRコードの読み取りテストを行うべきシーンは発生すると思われれるが、地方自治体・金融機関間で運用に混乱が生じないように、運用方針を示してほしい | <p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコードを対応する税目を追加するなどにより、新たなレイアウトの納付書を発行する際には、読み取りテストを行っていただくことが望ましいと考えています。相手先としては、原則、指定金融機関はじめ本年度に読み取りテストを実施する金融機関を想定しています。</p> |

運用開始に向けた準備状況について

地方税統一QRコードの運用開始に向けた準備状況

- 令和5年4月からの地方税統一QRコードを用いた運用開始に向けた、現時点における地方団体・金融機関の準備状況は以下のとおり。
※地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査に基づく集計データ

(1) 地方団体の準備状況

- R5.4時点で対応見込みの団体は、47都道府県+1,731市町村(99.4%)。基本4税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割)については、いざれも基本的に対応予定。また、不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税等の他税目についても、多数の団体において対応予定。
- R5.4時点で未対応見込みの団体は、小規模団体を中心とした10団体(うち、2団体は令和5年度中にに対応予定)。残り8団体も、税務システム標準化の取組等に併せて、令和6~7年度中にに対応予定。

(2) 金融機関の準備状況

- R5.4時点で対応見込みの金融機関は、ゆうちょ銀行、都市銀行・地方銀行等(106機関)、信用金庫(254機関)、労働金庫(13機関)等374(※)機関。
※ゆうちょ銀行などR5.5から対応予定の金融機関も含む。
- R5.4時点で未対応見込みの金融機関は、信用組合、JA・JF系統金融機関など(うち、信用組合は令和6年度から対応予定。また、JA 系統金融機関は令和8年度までに、JF系統金融機関は令和8年度以降にそれぞれ対応予定)。

(3) 地方税共同機構の準備状況

- 地方税共同機構では、R5.4に向けたシステム開発に取組中。
- 地方団体向けシステム：コミュニケーションツール機能(R4.11.1～)、納付書情報登録機能(R5.3～)、等
- 一般利用者向けシステム：地方税お支払サイト(HP機能(R5.3～)、支払機能(R5.4～)、PCdeskクレカ納付対応(R5.4～)、等
- 関係機関との連動試験：地方団体との連動試験(R4.11～)、金融機関との連動試験(R4.11～)
- 一般利用者向け広報：広報動画、リーフレット等(R5.3～)

運用開始に向けた課題等について

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納稅証明書の取扱いについて(1)

- 自動車税種別割・軽自動車税種別割(以下、「種別割」)の納付書は、都道府県・市区町村がそれぞれに4連綴りの仕様で作成し、その一番右片は、種別割の納稅証明書として、車検の際に活用されている(通称「車検用納稅証明書」)。

※ 自動車税・軽自動車税ともJNKS(自動車税等納付確認システム)・軽JNKSの仕組みがあるため、基本的に車検時の納稅証明書の提出は不要。

しかし、種別割の納付からJNKS等に反映されるまでに数日を要するため、車検期日直前に種別割が未納である者は、金融機関窓口等において種別割を納付し、その場で即時交付される「車検用納稅証明書」を今でも車検に活用している実態がある。

[例：・納期限(5月末)直前に納付し、6月頭に車検を通す場合
・納期限後10月1日に納付し、10月2日に車検を通す場合]

- 車検用納稅証明書は、金融機関等が領収印を押印することで効力を有する取扱いとなっているが、どのような場合に押印するかは、各団体と指定金融機関等との間で取り決められている。特に、延滞金が発生する場合には、その確認事務や徴収事務を当該指定金融機関等に負わせているかどうかも含め、現状様々な取扱いがなされているところ。

- 一方、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することにはしないこととしており(令和3年6月QR規格検討会取りまとめ)、令和5年4月以降、金融機関窓口では、原則、本税のみが収納されることとなる。

- そのため、地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納稅証明書について、金融機関窓口納付に係る押印のルールや、納付のタイミングに応じた証明書の効力など、取扱いを整理する必要がある。

地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納稅証明書の取扱いについて(2)

- 地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納稅証明書については、以下の取扱いを基本とする。

- 地方団体は、車検用納稅証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る「取扱期限」を明記する。
(具体的な「取扱期限」は、各地方団体で設定。なお、地方団体の判断により、設定しないことも妨げない。)

| 例① | この証明書は、 右の領収年月日が 令和N年N月N日 までのものに限り 使用できます。 | |
|----|---|---|
| | 領収日付印 | 備考 1 …のもの 2 右の領収年月日が、令和 N年 N月 N日 を過ぎたもの |
| 例② | この証明書は、 右の領収年月日が 令和N年N月N日 までのものに限り 使用できます。 | 次の場合には使用できません。 1 …のもの 2 右の領収年月日が、令和 N年 N月 N日 を過ぎたもの |

- 「取扱期限」については、納稅者及び運輸支局等において確認がしやすいよう、領収日付印欄の近くに印字するとともに、
フォントの強調やサイズの拡大、下線を施す等、工夫することが望ましい。

(既に同様の取組を行っている地方団体の例(次ページ)も適宜参照)

- 金融機関は、納期限の前後にかかわらず、当該納付書に記載されている額を収納のうえ、車検用納稅証明書に領収日付印を押印する。
※ なお、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することとはしないこととされています。(令和3年6月「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」)
- 運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体が定める取扱期限の範囲内であるかを納稅確認の際に参考とする。
 - 車検用納稅証明書に、領収日付印に係る「取扱期限」の記載がない場合は、領収日付印が押印されなければ、納稅確認の際に参考とする。
 - ※ 上記は、車検用納稅証明書が提示される場合の取扱いであり、運輸支局等においては、原則、JNKS又は軽JNKSにより納稅確認を行うものである。

車検用納税証明書の具体例

| | |
|---|-------------------|
| 自動車税種別割納税証明書（継続検査用） | |
| 登録番号 | 車台番号 |
| 上記の自動車に対する自動車税種別割に付いて、収納機関の領収印のあるものは、滞納がないことを証明します。 | |
| 本証明書の有効期限 令和5年5月31日 | |
| 公印部分 | |
| 領取印付印 | ※納期限 令和4年5月31日 |
| ○ 「*」印が印字されていいるものは、証明書として使用できません。 ○ この証明書は、右の 領取印付印が、令和 4年6月30日まで のものに限り 使用できます。 | |
| 納税者保管 | |

| | |
|--|-------|
| 自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) | |
| 次の自動車につき、自動車税 種別割の滞納がないことを証明し ます。 | |
| 登録番号 | 車台番号 |
| 証明書有効期限 令和5年5月30日 | |
| この証明書は、自動車検査証と一緒に保管し継続 検査又は構造等変更後の継続検査又は構造等変更 検査のときもこの証明証が必要です。 ただし、次の1又は2に該当するものは、使用できま せん。(裏面をよくお読みください。) 1 領収印のないもの 2 自動車登録番号欄等に***印があるもの | |
| ※納期限 令和4年5月31日 | 領取印付印 |
| この証明書は、右の 領取年月日が 令和4年6月30日 までのものに限り 使用できます。 | |
| この票は、領取印付印を押して納税者へ渡してください。 | |

電子納付に係る納税者等への周知・広報について(1)

- 令和5年(2023年)4月から、個人の納税者にも馳染みの深い賦課税目での電子納付が実現することから、共通納税システムの利便性向上や、幅広い納税者を想定した周知・広報などを図っていくことが重要。

- 現状、以下のように、周知・広報を予定しているが、引き続きの取組が必要。

- ・地方税共同機関が、広報資料(利用者向けのリーフレットや広報用動画等)を作成
- ・地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納税者・利用者等に対し周知・広報
- ・総務省からも、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を依頼

<広報資料(イメージ)>

リーフレット



広報用動画



電子納付に係る納税者等への周知・広報について(2)

- 納税者向けの広報については、令和4年度課税分との混亂を避けるために、令和5年3月1日以降、準備状況に応じて、順次開始する。
- 地方税統一QRコードに対応した金融機関等については、以下の方法で周知予定。

► 金融機関【eLTAXホームページ】

- ・ eLTAXホームページに掲載されている共通納税対応金融機関の一覧の利用可能チャネルの欄に、地方税統一QRコードに対応していることを示す区分を追加して表示。（令和5年4月以降、順次追加）

► スマートフォン決済アプリ【地方税お支払サイト】

- ・ 地方税共同機構が令和5年3月1日に開設する「地方税お支払サイト」へ、地方税統一QRコードに対応しているスマートフォン決済アプリを掲載。（令和5年4月以降、順次掲載）

※ 上記掲載ページのURL等をQRコード化し、納付書に記載する場合は、原符片又は領収証書片の裏面を除き印字不可。

<表示イメージ>

The screenshot shows the eLTAX homepage with a sidebar for 'Bank' services. It highlights the 'QRコードでお支払い' (Pay by QR code) section, which includes a QR code and a link to the payment page. Below this, there's a 'QRコードで支払う' (Pay with QR code) section featuring a QR code and a link to the payment page.

| 金融機関名 | 金融機関コード | 利用可能チャネル |
|-------|---------|-------------------------|
| ○○銀行 | 0000 | IB、ATM、D、 窓口(QR) |
| △△銀行 | 0000 | IB、D、 窓口(QR) |

The screenshot shows the 'Place Tax Payment Site'. It features a QR code and a large orange button labeled 'TAX' with the text 'QRコードでお支払い' (Pay by QR code). Below the QR code, there's a message: 'QRコードでお支払いをより簡単・スマーズに！' (Pay by QR code is easier and smoother!). To the right, there's a section titled 'QRコードでお支払い' (Pay by QR code) with a QR code and a link to the payment page.

今後のスケジュール(想定)

資料4

